

保護者の皆様へ

学校保健安全法による登校停止と治癒証明書について

昭和第一高等学校

◎平成11年4月1日から「感染症新法」が施行され、学校保健安全法の改正による学校感染症の扱い及び出席停止の基準が定められています。

医療機関で「インフルエンザ」や「ノロウイルス」など、学校感染症に罹患したと診断された場合、医師の指示に従って自宅で療養してください。

治癒して登校が許可されたならば、下記の「治癒証明書」をプリントし、医療機関の医師に記載してもらい、担任を通じて提出してください。

なお、「治癒証明書」は本校保健室にもありますので必要な場合、担任を通じてお受け取り下さい。

決 済 年 月 日			
校 長	副 校 長	主 任	担 任

治 癒 証 明 書

昭和第一高等学校

第 ____ 学年 ____ 組 氏名 _____

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日生 (____ 歳)

病 名 _____

上記疾患により

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日より ____ 月 ____ 日まで加療し、治癒しました。

また、学校保健安全法の基準により、伝染の予防上、感染のおそれがないと

認めたとので登校を許可します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住 所 _____

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印